

奈良工業高等専門学校出納及び債権管理事務取扱規程

平成16年 4月 1日制定
平成19年12月21日改正
平成22年 8月 1日改正
平成24年 7月 1日改正

(目的)

第1条 奈良工業高等専門学校における出納及び債権管理に関する事務の取扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（平成16年規則第34号、以下「会計規則」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構会計事務取扱規則（平成16年4月規則第36号、以下「会計事務取扱規則」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構出納事務取扱規則（平成16年規則第37号、以下「出納事務取扱規則」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構収入金の保管に関する規則（平成16年規則第55号）及びその他の法令に基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。

(出納及び債権の管理事務の総括)

第2条 出納及び債権の管理に関する事務は、出納命令役が総括するものとする。

(収入金の発生等通知)

第3条 出納事務取扱規則第5条第1項の規定に基づき収入の原因となる事実の発生を知り得る職務にある者（以下「通知義務者」という。）は、収入の原因となる事実が生じたときは、直ちに収入金調査書（別紙第1号様式）に証拠書類を添付して出納命令役に通知しなければならない。また、当該収入金について変更があった場合及び当該収入金が消滅したときも同様とする。

2 前項により通知すべき収入金の債権の種類、通知義務者、通知の時期等は、高専機構債権管理規則第5条に定めるところによる。

(収入金の調査決定)

第4条 出納命令役は、収入金を収納しようとするときは、収入金調査書により調査決定を行うものとする。

(納入の請求)

第5条 出納命令役は、前条の調査決定を行ったときは、債務者に対し請求書により納入の請求を行うとともに、出納役に収納命令を発するものとする。ただし、請求と同時に即納される場合にあつては、口頭により請求することができるものとする。

2 授業料及び寄宿料については、別紙第2号様式による掲示をもって納入の請求をするものとする。

(納入期限)

第6条 出納事務取扱規則第6条の規定に基づき、納入期限は、請求書発行の翌日から起算して20日以内の日とする。

(債権の保全措置)

第7条 出納命令役は、その所掌に属する債権のうち授業料及び寄宿料債権については、次のとおり保全措置を取るものとする。

- 2 納入期限3か月を経過してもなお未納者がある場合には、滞納者名簿(別紙第3号様式)を作成し、学級担任教員へ通知するものとする。
- 3 出納命令役は前項により通知した後なお滞納者がある場合は、適宜本人又は連帯保証人(保護者)に督促状(別紙第4号様式)をもって督促しなければならない。
- 4 後期においては、前各項に関わらず、適宜学級担任教員に通知した後、本人又は連帯保証人(保護者)に督促し滞納者の一掃に努めなければならない。

(支払日)

第8条 出納命令役は、出納事務取扱規則第11条の規定に基づき次のとおりとする。

- 一 取引業者への支払は、毎月末日締め翌月10日または25日払いとする。
- 二 独立行政法人国立高等専門学校機構教職員給与規則及び同非常勤教職員給与規則に規定する給与は、給与規則に定める給与支給日とする。
- 三 前各号に定めるほか光熱水料、電話料、郵便料、租税、保険料等期日に定めのある支払い、及び旅費、謝金等出納命令役がやむを得ないと認めたものについては、随時支払うことができる。

附 則

- 1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行に伴い、奈良工業高等専門学校債権管理事務取扱内規(昭和42年4月1日制定)及び奈良工業高等専門学校出納官吏等事務取扱内規(昭和42年4月1日制定)は廃止する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

この規程は、平成24年7月1日から施行する。

収 入 金 調 査 書

	債権発生
	調査決定

平成 年度

通知義務者		課長	課長補佐	専門職員 係長	係	出納命令役	出納役	課長補佐	財務係長	財務係	
通知年月日		平成 年 月 日				調査決定年月日		平成 年 月 日			
担当部署											
発生年月日		平成 年 月 日				帳簿登記日		平成 年 月 日			
件名						予算科目					
発生区分		発生・変更・消滅				勘定科目					
発生の原因						納入場所					
債権の種類						調査決定金額		円			
納入金額		円				請求日		平成 年 月 日			
納入期限		平成 年 月 日				備 考					
延滞金に関する事項											
納入者	住所										
	氏名										

授業料の納入について

平成 年度 期分授業料の納入額、納期等は下記のとおりとなっておりますので、必ず納入してください。

なお、授業料の自動払込・口座振替日は平成 年 月 日 () ですので、留意願います。

記

1. 納入額 金 円也
2. 納期 平成 年 月 日 ()
ただし、平成 年 月 日 () に申し出の口座から自動払込・口座振替を行います。
3. 科目 授業料収入
4. 納入場所 指定金融機関 (口座振替)

平成 年 月 日

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校出納命令役
事務部長 ○○ ○○

学 生 各 位

注意 領収証書の発行を希望される方は、後日総務課財務係で正規の領収証書を受け取ってください。

寄宿寮の場合は適宜読み替えるものとする。

別紙第3号様式

滞 納 者 名 簿

平成 年 月 日現在

学 年 学 級	学籍番号	滞 納 者 氏 名	未 納 額		保 証 人		督 促 状 況		
			期 別	金 額	氏 名	住 所	1 回 目	2 回 目	
			年度	期分	円				
合 計									

第○号
平成 年 月 日

(連帯保証人(保護者)) 殿

独立行政法人国立高等専門学校機構
奈良工業高等専門学校出納命令役
事務部長 ○○ ○○

平成 年度 ○期分授業料等の納入について(督促)

貴殿が保証人になっておられます(学生氏名)殿に対して納入の請求をした下記授業料等につきまして、平成 年 月 日現在完納されておりません。独立行政法人国立高等専門学校機構本部から納入督促状が郵送されていることと存じますが、下記振込先まで振込いただく、もしくは 月 日()の口座振替、いずれかの方法で納入いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 費目:金額 授業料(期分) 円
合計 円

2. 納入方法

1. 振込みによる納入

振込先	金融機関	南都銀行	支店名	郡山支店
	預金種別	普通	口座番号	1082309
	フリガナ	コウセンキョウホク		
	口座名義	独)国立高等専門学校機構本部 出納命令役 事務局長		

2. 口座振替による納入

月 日()に口座振替を行います。

本件についての問い合わせ先
奈良工業高等専門学校
総務課 財務係
電話:0743-55-6023

※ 督促時期・内容により適宜変更して使用すること。